

令和7年度放課後児童支援員キャリアアップ研修事業企画提案募集要領

(事業の目的)

- 第1 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、放課後児童健全育成事業所(放課後児童クラブ)に配置されている放課後児童支援員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を実施することにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ることを目的とするものである。

(業務の内容)

- 第2 別添「令和7年度放課後児童支援員キャリアアップ研修事業仕様書」のとおり。
なお、委託先は、研修実施後に県の指定する様式により実績報告書を提出すること。

(委託期間)

- 第3 委託期間は契約の日から令和8年3月31日までとする。

(委託金額)

- 第4 委託金額は、3,231,000円(消費税及び地方消費税込み)を上限とする。
契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。

(契約の方法)

- 第5 企画提案を募集し、県が設置する選考委員会において、提出のあった企画提案の中から本事業の実施に最も適切な企画提案を選定し、その提案者と協議が整った場合に委託契約を締結する。協議が整わない場合は、次点のものと協議を行う。
手順は次のとおり。

- (1) 県(子育て支援課)が事業企画提案書を公募する。
- (2) 県が設置する選考委員会において、書面審査又はプレゼンテーション審査を行い、本事業の実施に最も適切な企画提案者を選定する。
- (3) 上記の最優秀企画提案者と企画提案内容について協議を行う。なお、必要に応じ県から内容の補正を求めることがあるため、これに応じること。

(事業の実施体制)

- 第6 委託先及び県は、事業の目的を共有し、緊密な連携を図りながら、事業を実施するものとする。

(応募者の資格、条件)

- 第7 応募者は、(1)又は(2)の条件を満たす者とする。
(1) 営利法人等については、以下のいずれにも該当することを条件とする。

- ア 令和6・7年度「入札参加資格者名簿」の大分類「03. 役務の提供等」中分類「16. その他の業務委託等」小分類「03. 研修」に登録されている者であること。
 - イ 応募受付期間において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ウ 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - エ 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社又は営業所をもつ業者であること。
- (2) 上記(1)アに該当しない者については、以下のいずれにも該当することを条件とする。
- ア 県内に主たる事務所を有し、自らNPO活動を行っている民間非営利団体であること。（ここでいうNPO活動とは、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動をさす。また、民間非営利団体とは、特定非営利活動法人に限らず、法人格の有無も問わない。）
 - イ 特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出している者であること。
 - ウ 応募受付期間において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - エ 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - オ 上記条件を満たす民間非営利団体同士の共同事業体での応募も可とする。

(応募の手続き)

第8 本事業の提案に参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

(1) 募集要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年6月20日（金）から7月11日（金）まで
（閉庁日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

愛知県福祉局子育て支援課子ども育成支援グループ

郵便番号：460-8501

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2（愛知県庁西庁舎3階）

電話番号：052-954-6698（ダイヤルイン）

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、愛知県のホームページからダウンロード可能とする。

エ 受付期間

令和7年7月1日（火）から7月11日（金）まで

(閉庁日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで)

オ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合、配達日時に配達されたことを証明できる方法とし、令和 7 年 7 月 11 日(金)午後 5 時までに必着のこと。また、郵送した旨をイに記載の連絡先に電話すること。)

(2) 提出書類

ア 放課後児童支援員キャリアアップ研修事業企画提案書(様式 1)

[正本 1 部、副本 9 部]

イ 添付書類[正本 1 部]

- ・定款、寄付行為又は会則等の写し(原本証明をしたもの)
- ・役員名簿
- ・令和 7 年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式 2) [正本 1 部]

(3) 企画提案書の返却

提出のあった企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、企画提案書は、本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(4) 情報公開について

提出のあった企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 選定された企画提案書は、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。

イ 選定されなかった企画提案書については、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応を判断する。

(5) その他

ア 1 団体が提出できる企画提案は、1 提案とする。

イ 企画提案書の作成・提出に要する経費については、各提案者の負担とする。

ウ 副本の表紙、背表紙及び各ページには、社名・ロゴ等の掲載は不可とする。

エ 提出後の差替えは、県が補正等を求める場合以外は不可とする。

オ 選定された企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

(企画書等の作成に伴う質問と回答)

第 9 企画書等の作成に際し、質問がある場合は質問書を作成し、提出すること。

(1) 質問

質問は「質問書(様式 3)」によるものとする。

ア 受付期間

令和 7 年 6 月 20 日(金)から令和 7 年 6 月 26 日(木)午後 5 時まで

イ 提出方法

提出は電子メール(アドレス: kosodate@pref.aichi.lg.jp)にて行うこととする。その際の件名は「令和 7 年度放課後児童支援員キャリアアップ研修事業の

質問書（事業者名）」とする。

(2) 回答

回答は、令和7年6月30日（月）を目途に愛知県ホームページに掲載する。

(3) その他

質問受付期間以外は、質問を一切受け付けない。

(選考の基準)

第10 有識者及び県職員で組織する選考委員会において、提出のあった企画提案書を基に書面審査又はプレゼンテーション審査を行い、選考委員会が最優秀事業企画提案者を選定する。県はその提案者と業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。

選定は、次の選考基準を基に選考を行うものとする。

なお、選考にあたっては、法令等に違反する企画提案や県が行う事業として不適切な企画提案等は選考前に不採用とする。

選考結果については、選考終了後速やかに通知する。

【審査項目・内容】

審査項目	審査内容
事業の理解	○ 事業の趣旨・内容を十分理解しているか。
事業内容の 的確性	○ 分かりやすい解説や図等を交えた教材を作成するなど、学びを深めるような創意工夫がされているか。 ○ スケジュール、人員配置は適正か。 ○ 研修講師の質は確保されているか。選考方法は適当であるか。 ○ 事業を効率的かつ的確に実施するための提案がされているか。
事業実施能力	○ 過去の研修実施及び研修運営の実績はどうか。 ○ 必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 ○ オンラインによる研修を開催する能力があるか。 ○ 県への報告、連絡調整など柔軟な運営が可能となっているか。
社会的価値の 実現に資する 取組	○ 環境に配慮した事業活動 ・ ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ○ 障害者等への就業支援 ・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 （障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加点対象とする。） ・ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。 ○ 男女共同参画社会の形成 ・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ・ 女性の活躍促進宣言を提出しているか。 ・ えろぼし認定又はプラチナえろぼし認定を受けているか。 ○ 仕事と生活の調和 ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。 ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ・ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。 ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

(委託料の支払等)

第 11 委託料の支払い方法は、原則、精算払とする。ただし、地方自治法施行令第 162 条第 6 号及び愛知県財務規則第 77 条の規定に基づき、必要に応じて概算払を認める。

(事業実施日程)

第 12 事業実施日程は、次のとおりとする。なお、選考委員会の開催方法については、選考委員会の開催日までに連絡する。

- | | |
|--------------------------------------|---------------|
| (1) 令和 7 年 6 月 20 日(金)から 7 月 11 日(金) | 募集要領配布期間 |
| (2) 令和 7 年 6 月 20 日(金)から 6 月 26 日(木) | 質問書提出受付期間 |
| (3) 令和 7 年 6 月 30 日(月)予定 | 質問書に対する回答の掲載 |
| (4) 令和 7 年 7 月 1 日(火)から 7 月 11 日(金) | 応募書類提出受付期間 |
| (5) 令和 7 年 7 月 22 日(火)予定 | 選考委員会の開催 |
| (6) 令和 7 年 8 月上旬予定 | 委託契約締結、事業開始 |
| (7) 令和 8 年 3 月 31 日(火)まで | 事業実施報告書の作成・提出 |

(その他)

第 13 下記の点に留意すること。

- (1) 事業の実施に際しては、県の指示に従うこと。
- (2) あらかじめ県と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、統括責任者を定めること。
- (4) 企画提案及び契約の手続において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

担当部局

愛知県福祉局子育て支援課子ども育成支援グループ

名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県庁西庁舎 3 階)

電 話 052-954-6698 (ダイヤルイン) / FAX 052-971-5890

e-mail kosodate@pref.aichi.lg.jp